

1 施設の設置目的

横浜市保土ヶ谷区生活支援センターは、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図る施設として、「横浜市精神障害者生活支援センター条例」に基づき設置されている。

2 事業概要

- * 日常生活の支援：生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な支援
- * 相談支援：電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係、公的手続き等日常的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための支援
- * 生活情報の提供：住宅、就労、公共サービス等の情報提供
- * 地域交流の促進：レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供
- * 家族支援：家族の日常生活に関する支援、家族間交流に対する支援
- * 精神障害者自立生活アシスタント事業：単身等で地域で生活する精神障害者への社会適応力・生活力向上のための支援
- * 精神障害者地域移行・地域定着支援事業：精神科病院に概ね 1 年以上入院している精神障害者への地域移行支援に加えて、地域移行後の生活を維持するための支援（後述）

3 施設運営方針

「地域でともに安心して生活できる社会づくりの構築」を目指して、①こころの健康対策の普及活動・メンタルヘルス活動の展開、②チームアプローチに基づくアウトリーチによる地域移行支援活動の展開、③地域ネットワークを活かした精神保健福祉活動の展開、④質の高い人材の育成、⑤総合的な相談支援体制の強化を長期的な方針のもと、利用者本位の柔軟なサービスを提供できるように、計画的に進めていく。

4 施設運営の具体策

1) 安心・安全の確保

「安全は何事にも優先する」という徹底した意識を持ち、施設内で安

全管理委員会を設置し、事例検討を行う。日常において、チェックリストに基づき館内の安全確認、防犯確認を行い、未然に防ぐ意識と体制作りを構築する。

2) 利用者支援

精神保健福祉に関する専門相談機関として、質の高い日常的な相談支援体制を確立し身近な相談機関として日常生活に関するさまざまな相談支援を行い、利用者本位の安心・安全なサービスの継続的な提供に努める。

また、利用者のニーズを基に、個別支援計画を策定するとともに、利用者がその人らしい生活と社会参加ができるような支援に努める。

a) 日常生活支援

利用を望む誰もが、地域で安心して生活を送るために、生活の基本である食事・入浴・生活技能・対人関係・就労等といった日常生活に即した課題に対して、個別具体的な支援を提供する。また、フリースペースには様々な利用目的（生活リズムの構築・安心の場・自活の場・交流の場等）があるため、そうした「安心して利用できる場の提供」を通して、利用者とともに利用しやすい生活支援センターを築いていく。

b) ピア活動

「誰もが気軽に集え交流ができる場所」という生活支援センターの特質を活かし、①ピアグループの育成とグループ活動継続の支援、②ピア相談員の育成、③ピアグループや各種ピア支援関係機関との協働、を中心としたピア活動支援を行う。

c) アウトリーチ

訪問・同行支援活動は、利用者の生活実態を把握し、より実態に即した支援を行うために、顕在的ニーズだけではなく潜在化しているニーズを掘り起こして支援に結び付けられるような仕組みを築いていく。

地域には、生活支援センターの存在を知らないいわゆる「潜在的利用者」も多く存在していると推察される。地域に積極的に出向き、地域住民の方々や関係機関とのネットワークを構築させ、情報の共有化と支援体制の構築を図りながら、積極的な訪問活動を展開する。

d) 家族支援

ご本人やご家族の高齢化が進む中で、ご本人およびご家族のライ

フステージに沿った、または新たなライフステージに進みゆく過程を支援する。

また、孤立感を感じさせない支援やレスパイトの支援を中心に、ご家族の持つ多様な要望やニーズを踏まえて、関係機関と連携しながら、ご家族及び家族会活動を支援する。

e) ボランティアの育成

ボランティア講座などを定期的に行い、人的資源の発掘と育成に努めるとともに、ボランティア活動の場を育み、各種の交流行事や地域行事等への参加を通して、理解や協力の機会を創造する。

3) 地域社会との共生

地域の精神保健福祉の向上を担う中核拠点として、センターに対する研修会や連携のための広域的な連絡会議を開催し、地域精神保健福祉の中核的な役割を果たす。年度後半には、グループホーム・ケアホームを設置・運営することにより、障害者の地域生活を支える。また、地域のイベントに積極的に参加し、普及・啓発に努めるとともに、地域の抱える課題に対して関係機関と協働で取り組む。

4) 効率的・効果的な施設経営

施設運営にかかる経費節減に努め、職員間の連携強化と人的資源の有効的な活用を図る。また、プリメンテナンスの視点から、建物・設備の適切な管理及び計画的な整備をかるがも全体で取り組み、利用者の過ごしやすいスペースとして整備する。

5) 職員研修

職員に対して、利用者支援をはじめ、福祉事業の実践者として必要な知識・技術の取得を進めることはもとより、地域や他施設等に向けて技術や実践の発信を行えるよう、専門力と協働力を発揮できる職員の育成を目指す。

6) 個人情報保護

横浜市個人情報の保護に関する条例を遵守することはもちろん、定期的な研修の実施やダブルチェックの徹底などを行い、適切に取り扱う。

7) その他

* 体制の変更

本年度より、センター業務と自立生活アシスタント事業、精神障害者地域移行・地域定着支援事業一体として、業務に盛り込まれることにより、職員 1 名増員を行い、所長以下 10 名の職員体制に変更となる。

【精神障害者地域移行・地域定着支援事業】

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者に対して、円滑な地域移行を図るための支援を行う。具体的には、対象者の個別支援等にあたる自立支援員を配置し、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ、退院に向けて、①精神科病院内における利用対象者に対する退院への啓発活動 ②退院に向けた個別の支援計画の作成 ③院外活動に係る同行支援 ④対象者・家族に対する地域生活移行に関する相談・助言 ⑤退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整支援等を行う。

従来の退院促進支援事業の個別支援・地域移行体制作りに加えて、地域移行後の生活を維持するための支援体制の構築を行う。

5 第二期指定管理者の指定

平成 23 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 10 年間を、引き続き第二期指定管理者として受託し、適切な管理・運営に努める。

平成23年度
横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター予算書

施設名: 保土ヶ谷区生活支援センター

運営法人: 社会福祉法人 横浜市社会事業協会

【予算額】 (単位: 円)

科 目		金 額	説 明
人 件 費		37,098,676	
	職員給与	25,944,483	所長1名 常勤職員2名 非常勤職員3名
	賃 金	5,559,240	アルバイト(調理): 2,070,000 臨時職員1名(無休化対応): 2,523,720 嘱託医: 965,520
	共 済 費	5,594,953	法定福利費: 3,688,953 労災雇用保険: 610,000 退職給与引当金: 1,014,000 福利厚生費: 282,000
施設管理費		5,284,000	
	光熱水費	2,720,000	
	庁舎管理・委託料	2,474,000	
	修繕積立金	150,000	
	利用者負担金 充当分	▲ 60,000	入浴・洗濯・インターネットサービス実施徴収額光熱水費充当分
運 営 費		4,190,000	
	旅費	160,000	出張旅費: 120,000 研修旅費: 40,000
	消耗品費	380,000	印刷用トナー: 140,000 事務用品等: 240,000
	印刷製本費	200,000	センター便り印刷他: 120,000 帳票類印刷: 70,000 名刺等: 10,000
	修繕費	200,000	建物修繕等: 100,000 コピー機、厨房等: 100,000
	通信運搬費	518,000	パスデイカード送付: 40,000 センター便り送付: 84,000 切手: 34,000 振込手数料: 100,000 電話料金: 260,000
	賃借料	1,412,000	コピーリース: 200,000 パソコンネット保守: 152,000 パソコンリース: 200,000 車両レンタル: 860,000
	備品等購入費	400,000	備品購入: 76,000 新聞代: 84,000 行事: 140,000 パソコン: 100,000
	保険料	190,000	全精社協総合保障制度C1タイプ
	雑費	730,000	行事費: 140,000 手数料: 50,000 研修費: 150,000 応急備蓄: 100,000 燃料費: 70,000 その他: 220,000
本部繰入金		236,000	
計		46,808,676	